

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、昭和町が策定した昭和町地域防災計画（令和3年3月改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

#### （1）地域の概要・立地

昭和町は、1942年7月に昭和村として発足し、1971年6月に町制施行して現在に至る。甲府盆地の中央に位置し、県都甲府市に隣接する面積約9km<sup>2</sup>、人口2万人と人口密度の高い町である。

交通面では、山梨県の玄関口である中央自動車道甲府昭和IC、国道20号線、山梨新環状道路など主要幹線道路が交差し、また、南北を縦断しJR身延線が通過し、町内には国母駅・常永駅を有している。



また、山梨県内で唯一山がない平地であり、交通のアクセスが良いため、町東部には山梨県テクノポリス計画の基幹工業団地である甲府市・中央市にもまたがる国母工業団地（97ha）、町西北部の釜無川（富士川）左岸の釜無工業団地（66ha）と2つの工業団地を有している。

さらに数次の大規模土地区画整理事業の展開により、2000年2月にイトーヨーカドー甲府昭和店、2011年3月にイオンモール甲府昭和が開店するなど大型ショッピングモールが出店し、これらを中心とした商業集積に加え、宅地化も進み、県下で唯一人口が増加し続け、商工業者、小規模事業者も漸増傾向にある。

#### （2）地域の災害リスク

本町は、御勅使川扇状地、荒川扇状地、氾濫低地等に挟まれた、釜無川扇状地上に発達している。このため地下水位が高く、中・細粒の礫及び砂で形成されているため、大規模な地震が発生すると液化の危険が極めて高いという脆弱性を抱えている。さらに、扇状地は元来が洪水地形であることから、本町は歴史的に数多くの洪水に見舞われてきた。

#### （洪水：地域防災計画、ハザードマップ）

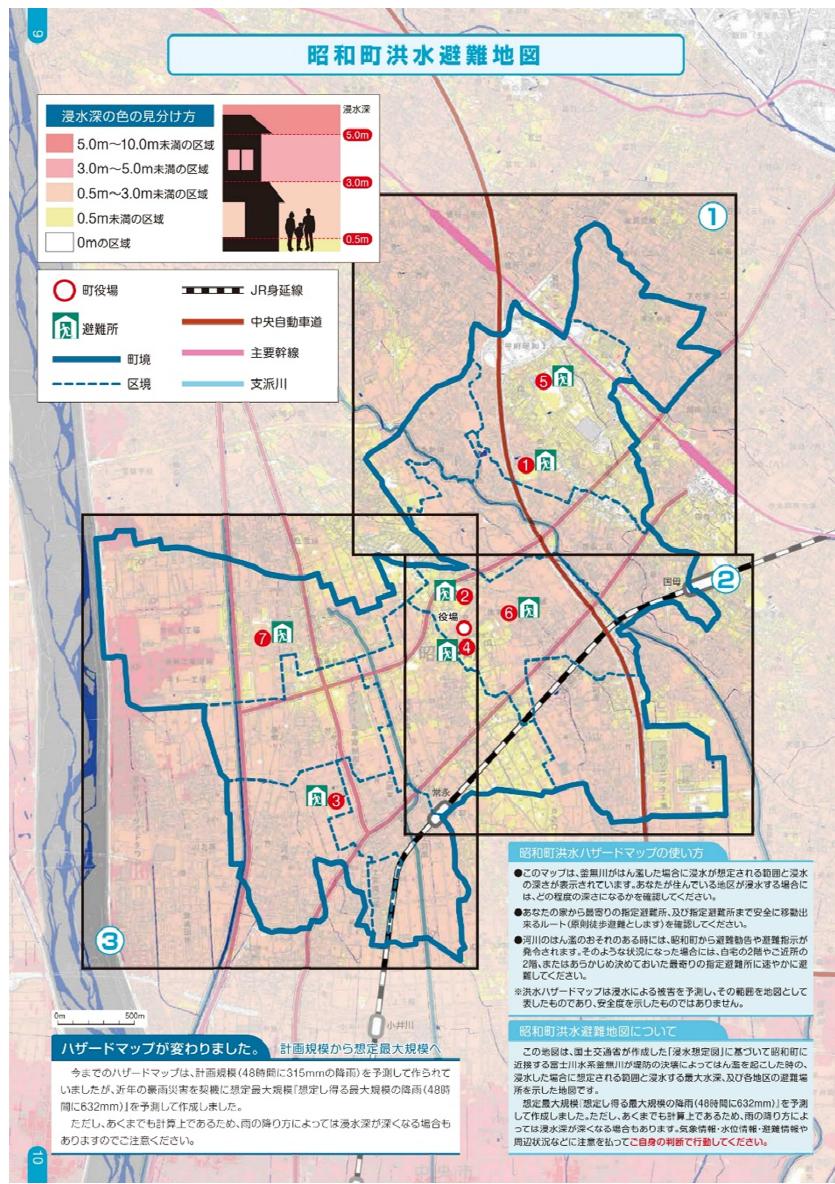
釜無川は、御勅使川と合流して勢いを増し、氾濫を繰り返しては甲府盆地を脅かし、田畠も人家も押し流してきた。

明治時代、山梨県においては18回の水害の記録が残されているが、この中でも明治元年、明治40年、明治43年の大水害は甚大な被害をもたらした。明治元年の大水害では、本町の旧村である西条村、常永村では堤防の決壊により甚だしい数の家屋が倒壊、浸水等が発生したという記録が残っている。

昭和時代の水害のうち、山梨県に特に大きな災害をもたらした風水害としては、昭和10年、20年、22年～26年、28年、29年、31年～34年、41年、57年、58年に起きた水害が挙げられる。特に、昭和34年8月14日の台風第7号、9月26日の台風第15号（伊勢湾台風）は被害規模が大きく、明治43年の大水害から数えて53年ぶりに大惨禍を被った。本町においても、災害救助法が適用された。この災害で本町においては家屋、農産物等に甚大な被害をもたらしたが、人的被害は負傷者のみであった。

当町の洪水ハザードマップでは、当町に近接して流れる富士川水系釜無川の氾濫による浸水が想定されている。

当会の立地する地域を含め、当町の大半の地域で0.5m～3.0mの浸水が想定される。



### (地震：地域防災計画)

地震調査研究推進本部（文部科学省）によれば、過去の地震のうち、県に影響を及ぼした地震は、相模・駿河・南海トラフ沿いで発生する海溝型地震で、明応の東海地震（1498年（明応7年））、元禄地震（1703年（元禄16年））、宝永地震（1707年（宝永4年））、安政東海地震（1854年（嘉永7年））、濃尾地震（1891年（明治24年））、関東地震（1923年（大正12年））、東南海地震（1944年（昭和19年））等があげられる。

また、フィリピン海プレートの衝突に起因するとみなされる活発な浅い地震活動があり、1983年山梨県東部の地震（M6.0）等が発生している。

一方、県内の陸域の浅い場所で発生した顕著な被害地震は知られておらず、明治以降では、1898年に県南西部でM5.9の地震があり南巨摩郡で小被害が発生、1908年には県中部でM5.8の地震があり甲府市周辺で小被害が生じている。

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、マグニチュード（M）8～9クラスの地震の30年以内の発生確率は70～80%と想定されており、当町も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。特に、駿河湾を震源とする東海地震は1854年の安政東海地震以来150年が経過し、地震発生の切迫性が唱えられている。

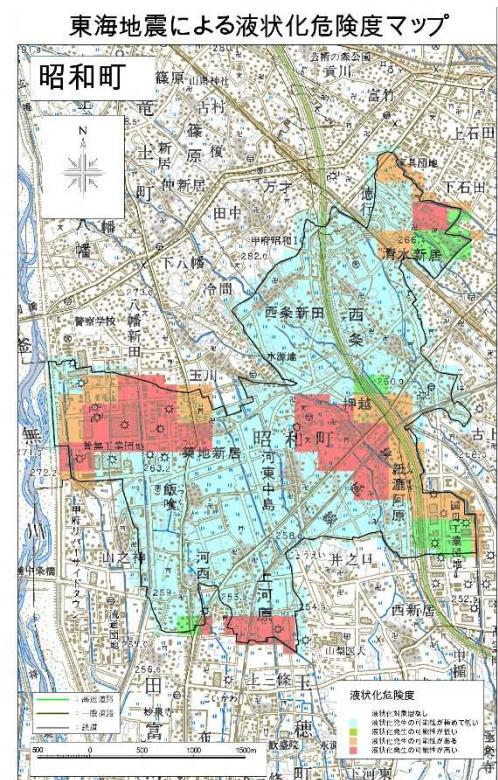
また、甲府盆地の南縁に位置する曾根丘陵に沿って分布する曾根丘陵断層帶はM7.3程度の地震が発生し当町も被害にあう可能性がある。

東海地震が発生した場合、当町でも南部地区で震度6弱、北部地区で震度5強と予想され、釜無川沿い及び鎌田川沿いで、「液状化危険度が大」と予想される。

曾根丘陵断層地震が発生した場合、町内の全域で震度6強であり、液状化の危険度は極めて高いとされている。

建物被害も相当数発生することが予想され、それに伴い多くの人的被害も予測される。

ライフライン（水道、ガス、電気）にも大きな影響が出ると考えられ、施設自体への被害率は低いものの、停電率や断水率は高く、避難活動やその後の生活に支障をきたすことが想定される。



(その他)

富士山の噴火によって、町域に火砕流や噴石が到達する危険はないが、降灰による農作物、健康への影響等が想定される。また、記録的大雪による道路の不通、流通の混乱、建物の損壊等、社会生活への影響が想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない新たな感染症は、世界的にかつ急速にまん延する可能性があり、当町においても多くの町民の生命及び健康、さらには企業活動にも重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和3年9月現在）

- ・商工業者等数 1,585人
- ・小規模事業者数 1,125人

【内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業・林業	2	2	町内全域に分布
建設業	197	180	町内全域に分布
製造業	119	77	町内全域に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	町内全域に分布
情報通信業	17	13	町内全域に分布
運輸業・郵便業	27	17	町内全域に分布
卸売業・小売業	452	219	町内全域に分布
金融業・保険業	18	12	町内全域に分布
不動産業・物品賃貸業	78	66	町内全域に分布
学術研究、専門・技術サービス業	61	51	町内全域に分布
宿泊業、飲食サービス業	307	240	町内全域に分布
生活関連サービス業、娯楽業	167	137	町内全域に分布
教育、学習支援業	35	28	町内全域に分布
医療、福祉	20	17	町内全域に分布
複合サービス事業	2	1	町内全域に分布
サービス業（他に分類されないもの）	82	65	町内全域に分布
合計	1585	1125	

昭和町は、甲府盆地の中央に位置する面積約9km<sup>2</sup>のコンパクトな町であり、その中に1,500超の商工業者が集積している。釜無川が氾濫した場合、町内の大部分において浸水被害の恐れがあり、事業に影響を及ぼす可能性がある。

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

##### ・昭和町地域防災計画の策定

当町では、「昭和町防災会議」を設置し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域防災計画を策定しており、町、県、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るための基本的事項を示すなど、当町の防災に関する基本的事項を総合的に定めている。

##### ・防災訓練の実施

1年に1回、大規模災害が発生した場合を想定して、各区単位に避難や自主防災活動の訓練を行うとともに、役場では情報収集・伝達等を行う「総合防災訓練」を実施している。また、町および消防署は、連携して自主防災訓練への指導等、支援を行っている。

##### ・災害に強いまちづくり

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、建物の耐震化、市街地の整備等、災害に強いまちづくりを進めている。

##### ・防災、感染症等対策備品の備蓄

災害発生当初に必要な物資等を確保するため、防災備蓄倉庫を設置し、備蓄目標を定め、アルファ化米、飲料水、毛布等を備蓄している。

##### ・昭和町地域防災計画の町内への周知

当町ホームページにて、最新の計画を公開している。

##### ・災害時の避難場所開設

・昭和町洪水ハザードマップ、防災マニュアルのほか、防災に関する様々な情報をホームページに掲載している。

#### 2) 当会の取組

##### ・事業者 BCP に関する国の施策の周知

##### ・事業者 BCP 策定のための専門家派遣及び個別講習の実施

##### ・山梨県火災共済協同組合、各損害保険会社と連携した災害保険への加入促進

##### ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

##### ・自然災害発生時に被災した地域の会員企業を連絡・訪問し被災状況を確認し行政等に報告

##### ・防災備品（ヘルメット、非常食、飲料水、懐中電灯、救急道具等）の備蓄

## II 課題

- ・自然災害等による緊急時においては、町をはじめとする各関係機関との連携・協力が不可欠であり、「昭和町地域防災計画」にも記載されているが、現状では、具体的な連携体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。
- ・災害が少ない地域のため、事業者の災害リスクの認識が低く、対策が不十分である。
- ・小規模事業者にとって、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、多くの事業者がBCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性を感じていない。
- ・事業者BCPを策定済の小規模事業者であっても、BCPの実践訓練まで実施しているものは少ない。

### III 目標

「昭和町地域防災計画」に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年はじめから全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

#### 1. 管内小規模事業者へのB C P策定支援の強化

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のB C P策定支援を強化する。

#### 2. 被害の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。

#### 3. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症等発生時に速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### 4. リスクファイナンスを活用したB C P対策の啓発

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

##### ※対象共済・保険制度

(火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他)

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

##### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

##### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### 〈1. 事前の対策〉

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・令和3年3月に改定された「昭和町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- 当町の広報やホームページ等において、災害に対する備え、緊急時の連絡先、避難場所、ハザードマップなど、防災に関する各種情報を提供する。
- 当会の会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対してBCP・事業継続力強化計画策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会自身の事業継続計画の作成

- 令和5年3月までに作成
- 当会では商工会危機管理マニュアルの策定を平成29年3月に策定している。

3) 関係団体等との連携

- 専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。
- 連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。
- 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- BCPの策定後、そのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- 事業継続力強化支援について定期的に打合せを行い（構成員：当会、当町）、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
- 訓練は必要に応じて実施する。

## 〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・SNS、メール等を利用して、発災後2時間以内に、職員の安否報告・業務従事の可否報告を行う。併せて、把握できうる大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等についてまとめ、当会と当町で共有する。
- ・職員は、自ら地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で出来る限り情報収集を行い、それを元に出勤するか否かを判断し、報告する。命の危険を感じる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、危険が去ってから行動を開始する。
- ・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、当町と当会で協力して感染症対策を行う。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に備え、事前に役割分担を決めておく。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

#### 【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li><li>3) 復興支援策を活用するための支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li></ul>
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### ＜3．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

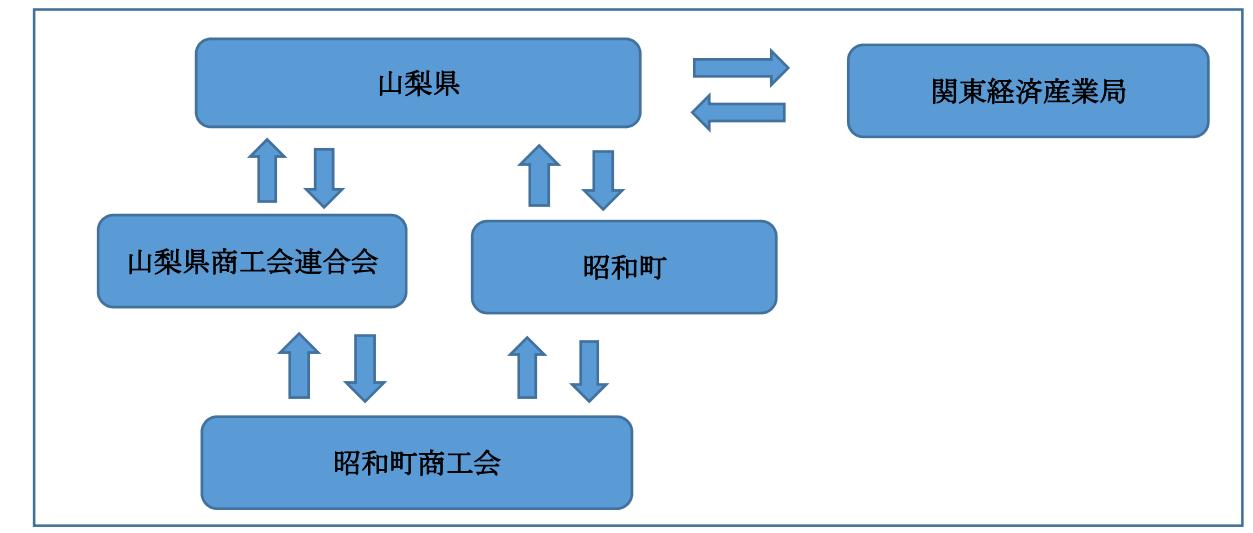
- ・自然災害等発生時に、地区内の中規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・中規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を町・県に対して迅速に報告する。

#### 【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者　・家族　・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	（円）
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当町より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当町より山梨県へ報告する。

#### 【被害状況の報告体制】



#### 〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

##### 1) 相談窓口の開設

- ・当会は、昭和町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

##### 2) 被害状況の確認

- ・発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員収集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

##### 3) 被災事業者施策の周知

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

#### 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

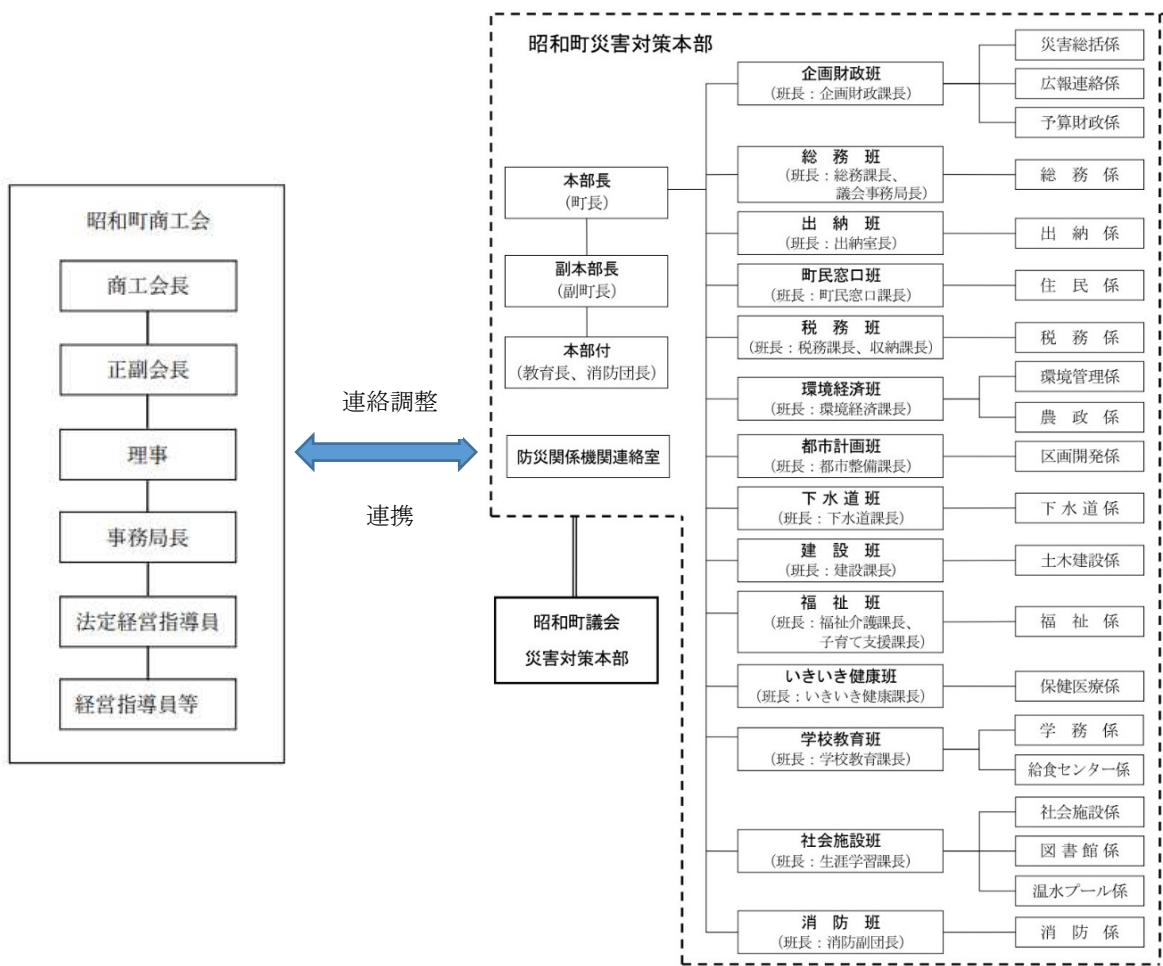
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年10月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 加賀美 義正（連絡先は後期（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

以下に関する必要な情報の提供および助言を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

昭和町商工会

〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和町押越 665-2

TEL : 055-275-3344 / FAX : 055-275-3346

E-mail : info@showaf.com

②関係市町

昭和町役場 環境経済課

〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

TEL : 055-275-8355 / FAX : 055-275-5250

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
啓発セミナー開催費	100	100	100	100	100
啓発チラシ作成・配布費	150	150	150	150	150
計画策定支援・専門家派遣	100	100	100	100	100
環境整備費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階
②山梨県火災共済協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37
③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング
④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉 恒三 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損害保険甲府ビル 3階
連携して実施する事業の内容
①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。
②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険㈱及びあいおいニッセイ同和損害保険㈱にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。
③その他B C P・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。
連携して事業を実施する者の役割
①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 具体例として、自然災害・感染症リスクに係る <ul style="list-style-type: none"><li>・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供</li><li>・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供</li><li>・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣</li><li>・災害・労務リスク対策ツールの提供等</li></ul> また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。

連携体制図等

